

平成24年4月19日

有限会社エム・ワイ産業に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、有限会社エム・ワイ産業（以下「エム・ワイ産業」という。）に対し、同社が販売する自動車ガソリンに係る表示について、景品表示法第6条の規定（同法第4条第1項第1号（優良誤認））に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 エム・ワイ産業の概要

所在地 茨城県龍ヶ崎市馴馬町514番地1
代表者 取締役 飯野 圭人
設立年月 平成14年11月
資本金 300万円（平成24年3月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

エム・ワイ産業が、自ら運営する竜ヶ崎給油所において、「ハイオク」として販売した自動車ガソリン。

(2) 対象表示等

ア 表示の概要

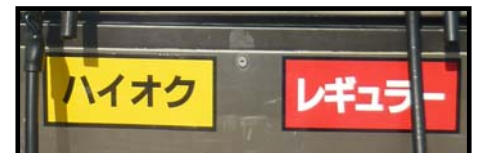
対象商品に関する店頭看板及び計量器における表示。



店頭看板



計量器



イ 実際

遅くとも平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、「ハイオク」と表示して販売していた自動車ガソリンは、大部分がレギュラーガソリンであった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：川田、花遊、栗田

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

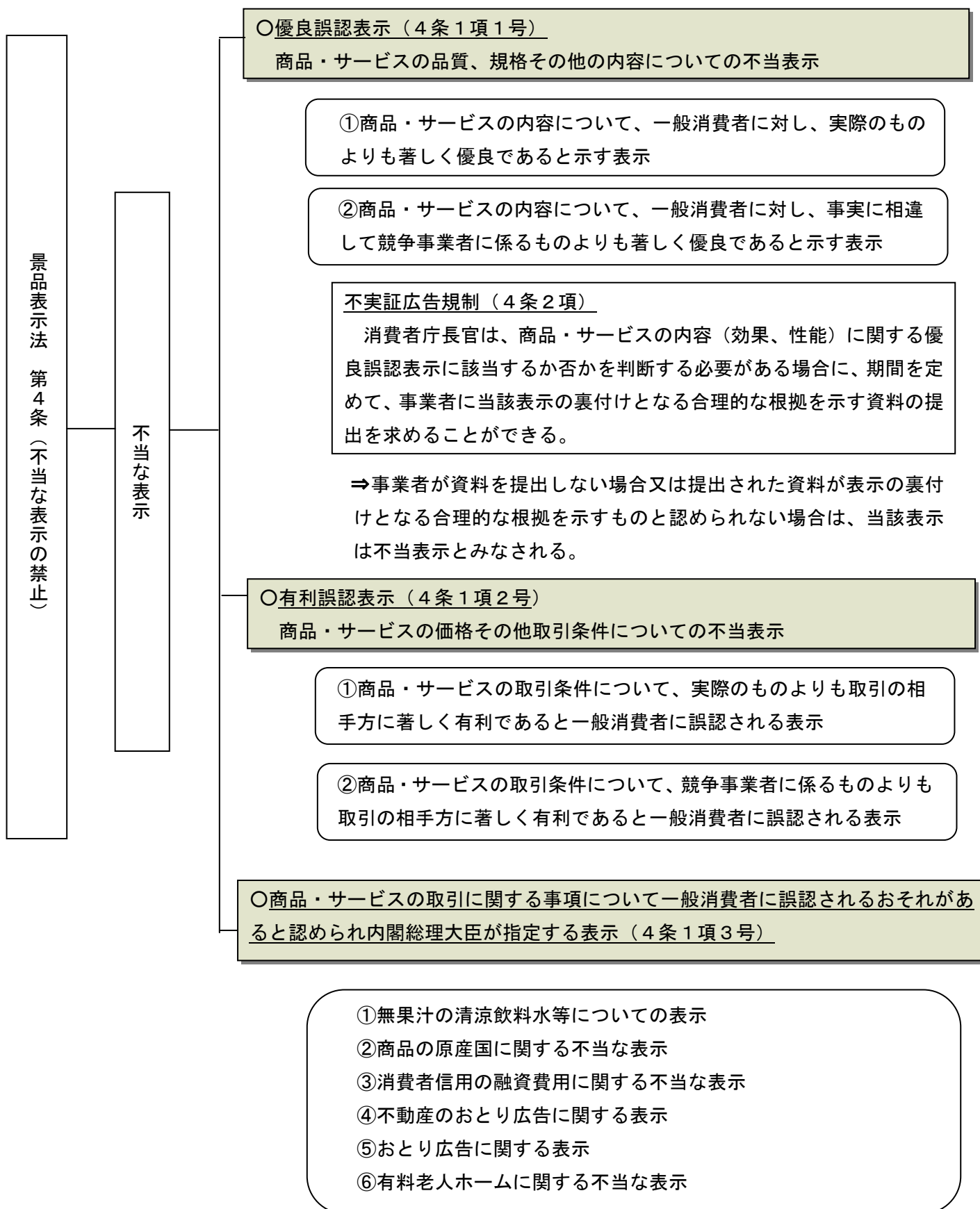
(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第147号

平成24年4月19日

有限会社エム・ワイ産業

取締役 飯野 圭人 殿

消費者庁長官 福嶋 浩彦

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に販売する自動車の燃料用揮発油（以下「自動車ガソリン」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第1号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が運営する「竜ヶ崎給油所」において販売する自動車ガソリンに係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、遅くとも平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間、貴社が運営する「竜ヶ崎給油所」の店頭に設置した看板及び同給油所据付の計量器において「ハイオク」及び「レギュラー」と表示していたこと。

イ 実際には、遅くとも平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、貴社が、「ハイオク」として販売した自動車ガソリンの大部分は、レギュラーガソリンであったこと。

ウ 前記アの表示は、自動車ガソリンの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、自動車ガソリンの取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しな

ければならない。

- (3) 貴社は、今後、自動車ガソリンの取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、自動車ガソリンの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 有限会社エム・ワイ産業（以下「エム・ワイ産業」という。）は、茨城県龍ケ崎市馴馬町5-1-4番地1に本店を置き、石油製品の販売業等を営む事業者であって、同市馴馬町5-2-4番地1に「竜ヶ崎給油所」を設置し、自動車ガソリン等を一般消費者に対し販売している。
- (2) 自動車ガソリンは、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（昭和51年法律第88号。以下「品確法」という。）に基づき、日本工業規格により、ハイオクガソリンとレギュラーガソリンに区分されている。
- (3) エム・ワイ産業は、遅くとも平成18年頃以降、「竜ヶ崎給油所」において自動車ガソリンを一般消費者に販売するに当たり、店頭看板に「ハイオク」、「レギュラー」等と記載するとともに、据え付けている計量器にも「ハイオク」及び「レギュラー」と記載することにより、販売する自動車ガソリンの種類を表示していた。
- (4) 実際には、遅くとも平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に、エム・ワイ産業が、「ハイオク」として販売した自動車ガソリンの大部分は、レギュラーガソリンであった。

なお、エム・ワイ産業は、品確法に基づく経済産業省による検査の都度、同法に基づく基準に適合するように、一時的にハイオクガソリンを仕入れていた。

3 法令の適用

前記事実によれば、エム・ワイ産業は、自動車ガソリンの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第1号に該当するものであ

って、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項の規定に基づく教示
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。